

北海道教育委員会教育長告示第57号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和5年5月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>・令和5年度北海道立学校学校給食費等支援事業</p> <p>原材料費の物価高騰が進んでいる状況においても、道立学校においてこれまでどおりの学校給食等を提供できるよう、必要な経費を支援することで、保護者等の負担軽減を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>道立学校給食事業責任者</p>	<p>学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年6月20日法律第157号）、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年5月20日法律第18号）に基づく学校給食及び学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第78条の規定により設置する特別支援学校の寄宿舎における給食の提供に係る経費から寄附金その他の収入を控除した額のうち次に掲げるもの</p> <p>・需用費及び委託料（食材料費に限る。）</p>	<p>10/10以内</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁 学校教育局 健康・体育課</p>	<p>教育長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p>